

銀河タウン館坂
第1回大規模修繕工事 見積参加応募条件

1. 工事名称： 銀河タウン館坂 第1回大規模修繕工事
2. 発注者： 銀河タウン館坂管理組合
3. 工事場所： 〒025-0075 岩手県花巻市花城町12-11
4. 建物構造・規模
 - (1) 構造： 鉄筋コンクリート造
 - (2) 規模： 地上12階
延べ面積：10,093.97㎡
86戸（住戸棟58戸+賃貸18戸+店舗10戸） ※他に管理事務室1戸・集会室1戸
5. 建物竣工年月： 2007年3月
6. 主な工事内容
 - ① 直接仮設工事
 - ② コンクリート下地補修工事
 - ③ タイル補修工事
 - ④ シーリング工事
 - ⑤ 外壁等塗装工事
 - ⑥ 鉄部塗装工事
 - ⑦ 防水工事
 - ⑧ 清掃・その他工事
 - ⑨ 共通仮設工事
7. 予定工期等
 - (1) 予定工期：2025年4月上旬から2025年12月末日まで（9ヵ月間）
※引渡しは2026年1月、もしくは2月
 - (2) 本工事の工事着工日については、工事着工期日までの間で受注者が選択できるものとするが、工期未は厳守すること。

8. 見積参加資格（応募条件）

【会社の要件】

- ①. 東北地方 6 県内に本社または支店、もしくは営業所を有すること。
- ②. 資本金が、1 億円以上であること。
- ③. 法人設立後、30 年以上経過していること。
- ④. 経営事項審査による総合評定値（P 点）が、建築一式で 1,000 点以上、又は、塗装と防水がどちらも 1,000 点以上であること。
- ⑤. 直近 2 年間、又は 3 年間の平均元請完成工事高が 30 億円以上あること。
- ⑥. 東北 6 県において、直近 3 年間で分譲マンション大規模修繕工事の施工実績を 10 件以上有していること。
- ⑦. 総合建設会社を除く改修専門会社については、マンション修繕工事高が完成工事高の 50% 以上を占めていること。

【現場代理人の要件】

- ⑧. 次に掲げる基準を全て満たす現場代理人を本工事に「常駐」で配置できること。
 - (1) 現場代理人は、一級建築施工管理技士、または、二級建築施工管理技士の有資格者とし、分譲マンションの大規模修繕工事の現場代理人として 5 年以上、且つ 5 件以上の経験を有する事。
 - (2) 社員であること。

【その他の要件】

- ⑨. 暴力団、又は暴力団員が実質的に経営を支配する者、又はこれに準ずる団体ではない事。

9. 提出書類

前述の見積参加資格を確認できる以下の書類を A 4 ファイルにまとめて 1 部提出すること。

- ①. 会社案内、もしくは、会社概要に営業担当者の名刺を添付すること。
- ②. 直近 3 期分の分譲マンション大規模修繕工事実績表
※年度ごとに作成し、**東北 6 県の実績のみセルを赤で塗り潰す事**。また、実績表には工事名称、受注金額、完成年月、元請・下請の別、階数・棟数・戸数、所在県名を必ず明記すること。
- ③. 直近 3 決算期分の決算報告書（財務諸表を含む）
- ④. 建設業許可通知書の写し（白黒複写）
- ⑤. 直近の経営事項審査結果通知書の写し（白黒複写）
- ⑥. **調査票（指定書式 Excel）**
- ⑦. **現場代理人予定者経歴書（指定書式 Excel）**、及び資格証の写し（白黒複写）
※. 見積参加に応募する旨及び指定書式データの送信依頼を下記メールアドレスへ送信する事。

メールアドレス：n-nihon@tds-arc.com

※. 応募メール受信後、TDS 担当者より指定書式 Excel を添付し返信する。

※. 上記①～⑦を A 4 ファイルで綴じ、以下の宛先へ郵送すると共に **指定書式の Excel データに必要事項を入力の上、上記メールアドレスへ送信する事**。

※. 指定書式 Excel は必ずファイルの郵送と同時にメール送信する事。

10. 提出先：(正) 〒025-0075 岩手県花巻市花城町12-11
銀河タウン館坂管理事務室気付 管理組合理事長宛て

(副) 〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町3-11-5 日宝勾当台西ビル201号室
株式会社 T.D.S 北日本営業所 鈴木 立 宛

※送り状又は外封筒の表面の見える位置に必ず**物件名及び(正)、(副)**を明記すること

11. 提出期限：2024年9月9日(月)18:00迄(郵送か宅急便限定)

12. 連絡・問合せ先(※下記のメール以外不可とする)

■一級建築士事務所 株式会社 T.D.S 北日本営業所 担当者：鈴木 立

■メールアドレス：n-nihon@tds-arc.com

※落選した施工会社への落選通知は行わないものとする。

※本件に係る問合せについては「12.」に記載の通りとし、もし、管理組合(管理事務室、理事長宅など)や設計監理者(株)TDS事務所への電話連絡や訪問を行った場合は即、失格とする。

以上